

752-297



1200501594958

2

297

奄美大島糖業の記録

鹿児島縣大島支廳編

752

297

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



752
297

昭和十三年三月

奄美大島糖業の記録

鹿兒島縣大島支廳

752
297

はしがき

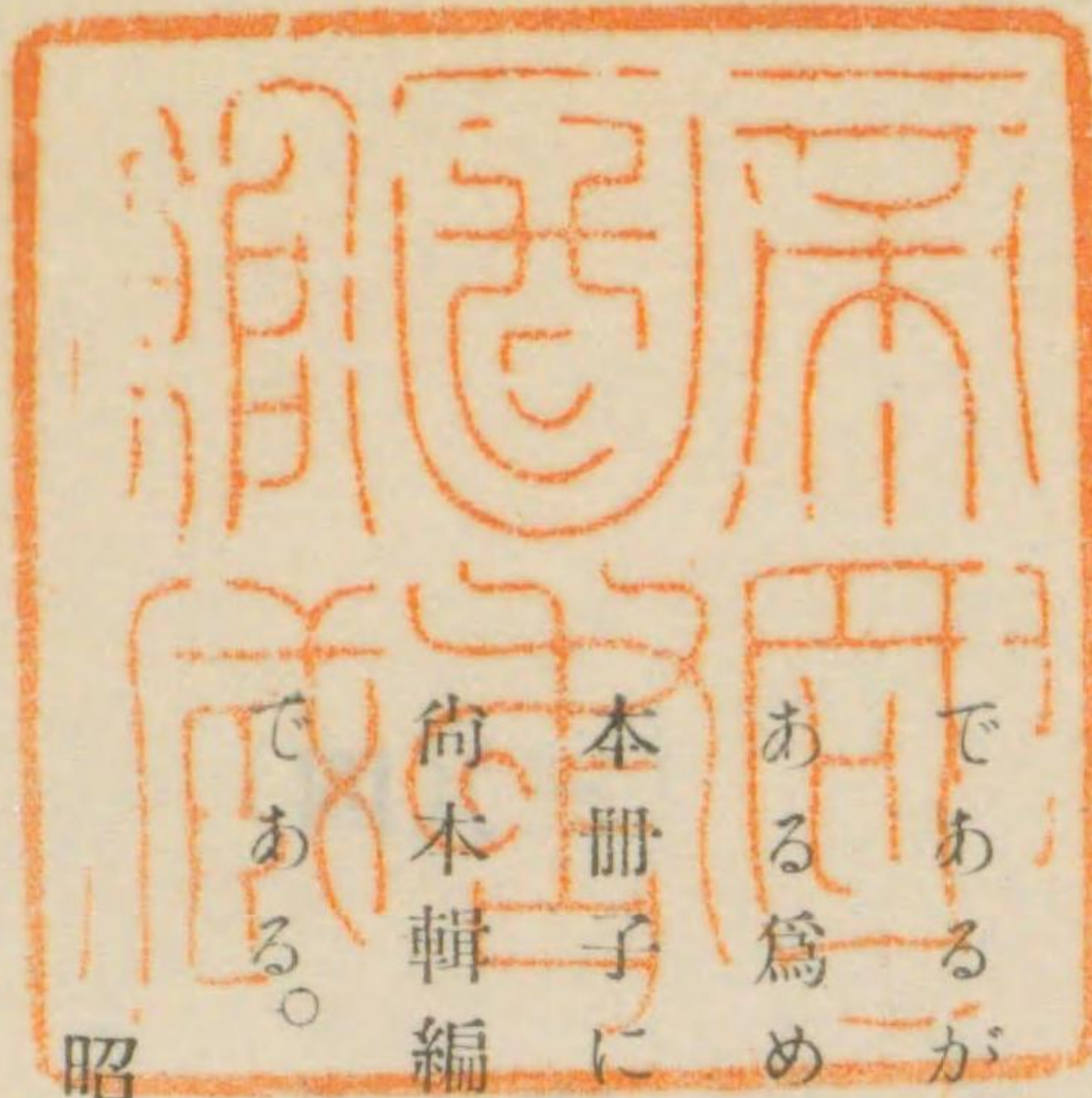
大島の糖業は本邦糖業の濫觴であつて古い歴史を有して居るのみならず、今日大島産業の大宗として躍進してゐるが、其の發達の道程を顧みれば天災地變其の他に支配せられ幾多の荆廷を経て今日に至つてゐる。

故に其の變遷發達の沿革を記録し「奄美大島糖業の記録」と題して此の一編におさめたのであるが、もとより資料乏しく加之課員黒江九二夫君が専ら公務の餘暇に編纂したのである爲め完璧を期し得られなかつた事を遺憾に想ふ。

本冊子に依ていささかたりとも江湖の参考となれば幸甚である。尙本輯編纂にあたつて一方ならぬ御盡力を賜つた小林正秀氏に深甚の謝意を表する次第である。

昭和十三年三月

勸業課長 内田 榮 二



備考

本年表は大島本島代官記。喜界島代官記。徳之島前祿帳。編年録。本邦糖業史。沖繩及大島糖業の來歴等を參考して記述せり。

(一) 奄美大島糖業史年表

慶長 年間 (慶長十五年とあるも此の説根據なし)

直川智南支那國より歸朝して始めて奄美大島に於て砂糖を製造す。是本邦黒糖製造の嚆矢とす。

慶長十八年

大島に奉行を設置し付役三人を置く。

元和 七年

奉行鮫島孝右衛門大島喜界島の檢地をなす。

寛永十六年

奉行を代官と改稱す。

寛永十八年

奉行を付役二人増し五人とす。

明暦 三年

檢地奉行を置く。

萬治 二年

間切横目を七間切に一名づつ置く。

元祿 六年

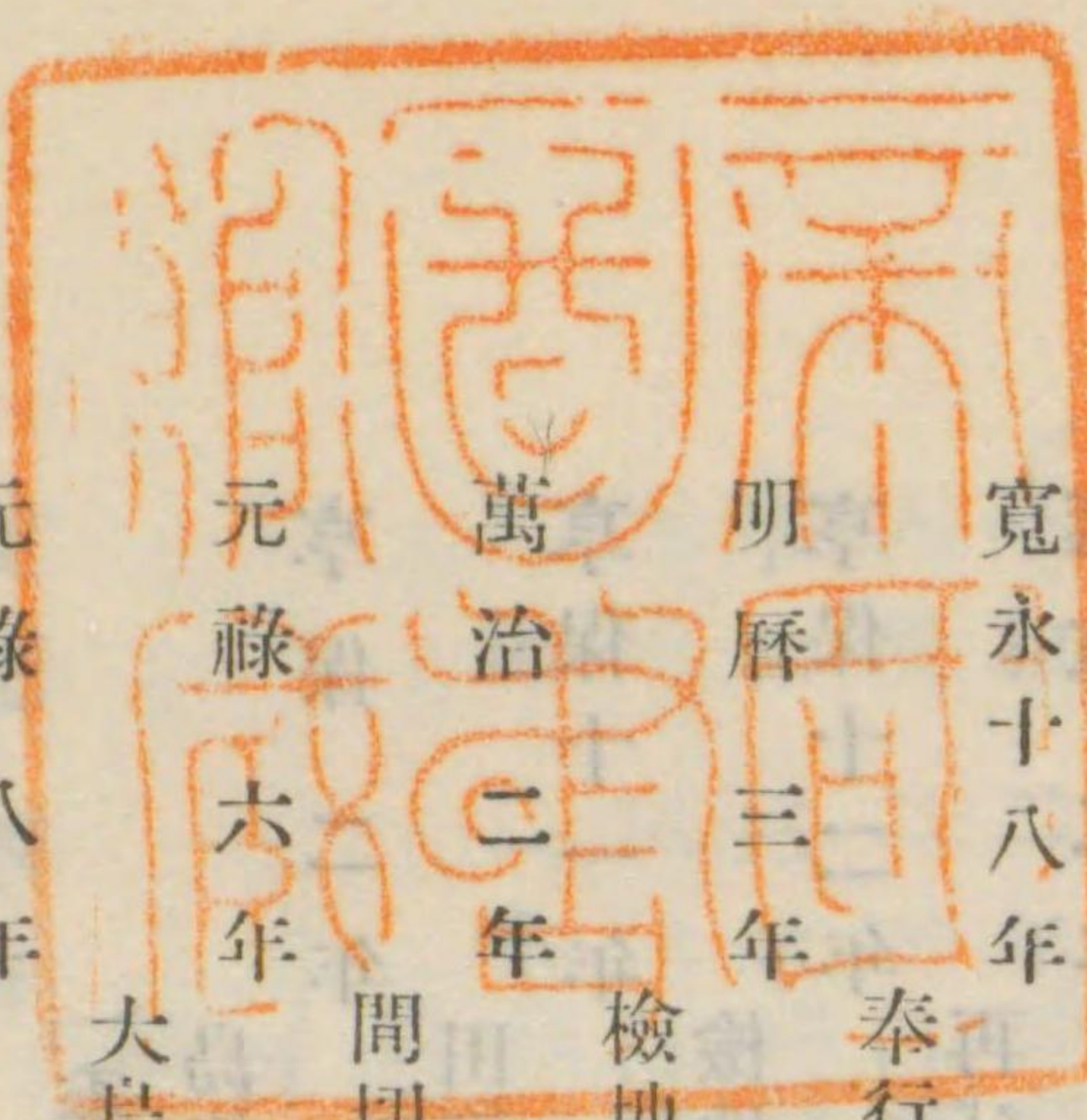
大島代官治下より喜界島は分離す。

元祿 八年

「黍檢者」なる役を置き喜界黍檢査始まる。

元祿 十年

黍横目、津口横目、竹木横目及田地横目を設置す。



(註)右役は代官土岐半助氏任期中の元祿十年及十一年の間に設置されたるは記録に依り明かなるも
確實なる年代に關する記録は發見せず。
島津藩糖業獎勵方法を積極化する。

元祿十二年

「黍檢者」制を廢して付役一人に「黍檢者」を兼任せしむ。
島津藩大島に監督官を置き甘蔗検査役川上五右衛門來島す。

享保二年

田畑佐文仁(龍佐運)甘蔗壓搾車の動力に從來の牛馬の他水車を用ふることを發明す。

享保十一年

檢地竿入の爲郡奉行以下五名來島す。

享保十二年

再び檢地を改む。

延享二年

島津藩は「換糖上納制」を採用し砂糖一斤を玄米三合六勺替で貢納せしむ。

寛延四年

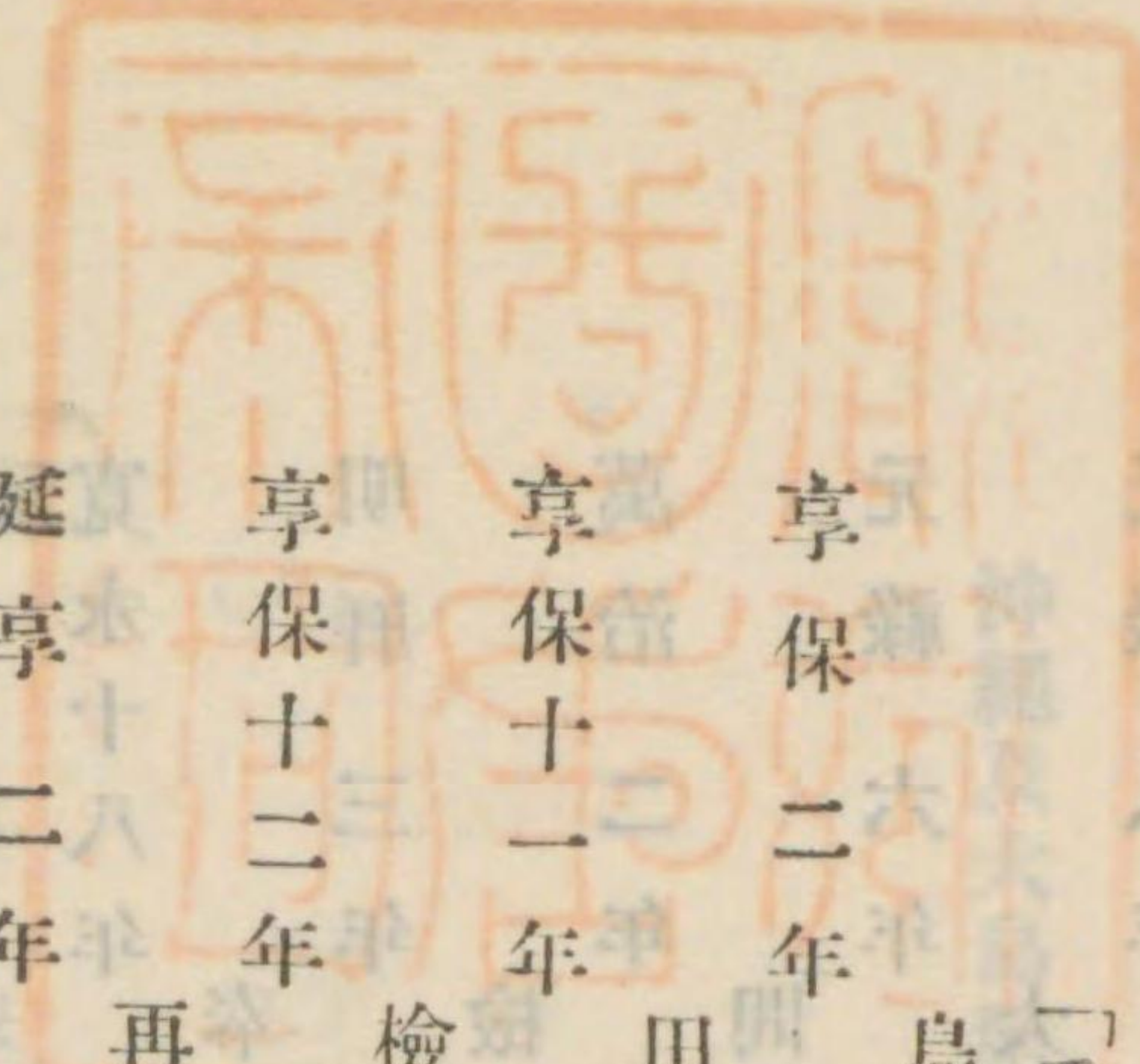
官制改革取締嚴重となる。

寶曆八年

砂糖樽取調初る。

安永六年

煙草栽培流行するや代官新納勇之進甘蔗栽培面積の減少を恐れて之を禁止す。
島中出來砂糖惣買入を命せられ諸賣買を差留らる。



寛政元年

砂糖樽の製作に就て寛政御定法を定む。

寛政十二年

黍見分の爲「地方檢者」を設置す。

寛政十三年

島津藩大島に讃岐より砂糖教師を招聘して白糖製造(焚方)を命ず。

天和元年

白糖糖方掛として村田正九郎來島す。

天和四年

「地方檢者」制を廢し横目三名を増し内一人を砂糖方横目とす。

享和二年

白糖糖横目六人 大島喜界島へ來島す。

享和三年

白糖上納令下り、大島一萬斤 喜界徳之島各五千斤合計二萬斤上納を命せらる。

文化二年

氷砂糖を喜界で試験的に製造す。

文化三年

「白砂糖方」制を廢止す。

文化四年

大島私考なる著書刊行さる。
白糖上納緩和され 大島三千斤、喜界徳之島各一五〇〇斤合計六千斤に決定す。

文化八年

柏有度甘蔗壓搾の鐵輪車を發明す。

文政元年

(註)代官記には「文化八年知名瀬村有慶(?)出鹿金輪車を發明す」とあり。

文政六年

白物砂糖は山川港に於て藩主買上げる旨仰せ渡さる。

文政十三年

地方檢者再び來島し、大島、喜界島、徳之島、沖永良部島を調査す。

天保元年

砂糖惣買入を仰せ渡す。

天保二年

桐野太兵衛を薩摩大隅兩國の新砂糖總支配人とする。

天保四年

調所廣郷 島津藩領産出黒糖の大阪販賣を藏屋敷一手入札販賣法に改む。

天保十年

猿化騒動起る。

天保十一年

「羽書」制を設置す。

嘉永十六年

製糖方樽拵方を嚴重に申渡す。

文久二年

徳之島犬田布村に百姓一揆起る。

元治元年

西郷南洲翁大島の砂糖横目中村與兵衛を懲す。

慶應元年

西郷南洲翁大島糖政改革の上申書を藩主に提出す。

慶應三年

八月颱風のために白糖製造機械破損す。

慶應四年

七月白糖製造機械を修理し全部終了す。

明治二年

代官を在番と改稱し、付役も改稱す。

明治三年

八月颱風の爲白糖製造機械、藏等破損す。

明治四年

鮫島、追田兩詰役喜界、大島、徳之島、沖永良部各島を巡察す。

明治五年

名瀬村金久 西方村久慈 宇檢村須古 龍郷村瀬留の四ヶ所に機械製糖工場を設立し白糖製造を始む。

明治六年

ワイートルス。マキムタイラー兩名を招聘す、職人一二〇名來島す。

明治七年

七月白糖製造機械を修理し全部終了す。

明治八年

八月颱風の爲白糖製造機械、藏等破損す。

明治九年

鮫島、追田兩詰役喜界、大島、徳之島、沖永良部各島を巡察す。

明治五年 白下糖製造を普及せしめんが爲生産奉行副吏中原萬兵衛其他數多の製造人を下島せしむ。身賣せる下人、下女、膝育等身代一五〇〇斤の砂糖にて解放さる。

明治六年 御年貢糖を現物にてせず金納となる。砂糖勝手交易仰せ渡さる。商社の契約をなしたる爲未だ實現せず。

明治八年 三月鹿兒島縣大島諸島の「砂糖惣買入」制の廢止を布告し勝手賣買允許せらる。

明治九年 四月大島在番所を廢して大島支廳を置く。商社四店設立さる。

明治十年 商社更に四店を増し八店となる。沸騰組事件の砂糖騒動ありて九月五拾餘名檢舉せらる。龍郷の龍佐央整なる者人民總代にて砂糖自由販賣請願の爲上鹿す。

明治十一年 沸騰組薩軍となり西南の役に從事す。龍佐央整砂糖自由販賣請願の目的を遂ぐ。地租改正に着手す。

大島の鹿兒島商人一手販賣の契約期限終り他國商人入込み農民より砂糖を奸計を以て入手す。

明治十二年

名瀬町金久に大島郡役所を置く。商社と島民と砂糖を繞ぐる裁判事件あり。

明治十三年 全國綿糖共進會の大阪に開催さるるに當り直川智翁金百圓を追賞せらる。

明治十四年 川智翁を祭祀の爲無格社開饒神社建立を願出す。

明治十五年 一月十八日直川智翁の一祠を大和村恩勝に構へ石碑を建立し開饒神社と稱す。地租改正終る。

農商務省卿本郡糖業の衰頽を憂ひ權大書記官岩山敬義を派遣す。次で御用掛築山鏘太郎來島す。宮里正靜氏は讃岐式甘蔗壓搾機を携へ來れり。

明治十六年 三氏夫々官名を帯び大島の砂糖品質改善に當る。讃岐國阿野郡林田村甘蔗栽培家三守嘉一郎來島し甘蔗栽培改善の端緒を開く。

農商務省屬宮里、岩山の兩氏西方村古志並伊津部村に於て白下糖製造に従事す。西方村古志に製糖練習所を設置す。

明治十八年 大島郡役所を金久支廳と改稱す。勸業申合規約等を定められ糖業の改良發達を唱導す。

小笠原島より小笠原種(廣東種)始めて大島に移入せらる。

明治十九年

政府糖業改良資金拾萬圓を貸與し製糖場設備の改善を行ふ。
金久支廳を廢して大島島廳を置く。

南島興産商社大島支店設立さる。

明治二十年

大島郡糖業組合を設立し縣令第三九號を以て組合規則を發布す。

大阪商人阿部彦太郎來島して金融及砂糖買付の途を開きたる爲南島興産商社は阿部組と競争す。

明治二十一年

本年より翌二十二年迄の二ヶ年間甘蔗の改良植即沖繩植と在來植との比較試験を行ふ。

明治二十二年

本年より翌二十三年迄の二ヶ年間大島砂糖品評會を開催す。

明治二十四年

農事集談會を開催し甘蔗栽培試験場設置の事を議決す。
大島に於ける阿部組南島興産商社共に貸付を停止す。

明治二十五年

農商務省農學士阪野細次郎縣屬村田利親の兩氏糖業改革の爲大島に特派せらる。
讚岐、日向より助手三人、製糖技術者數人を招聘して白糖製造を行ふ。

大島々廳に於て沖繩より讀谷山種蔗苗一俵を移入す。

甘蔗栽培と砂糖製造を分業的に行ふべく糖業改良方法實施の順序を議定す。

明治二十六年

明治二十七年

糖業改良方法實施され、郡内に製糖場十五ヶ所を設置す。
右全八ヶ所を設置す。

明治三十四年

大島郡砂糖同業組合を設置す。
黒糖一〇〇斤につき消費税壹圓を賦課す。

明治三十五年

農商務省本年より三萬圓の補助金を交付し大島糖業模範場の設置並種々の試験研究と糖業獎勵事業を行ふ。

甘蔗立毛、肥料、砂糖品評會を開催す。

明治三十七年

黒糖消費税は本税壹圓、非常時特別消費税壹圓計貳圓を賦課す。

明治三十九年

農商務省の補助金交付は本年度限り廢止せらる。

明治四十年

大島郡販賣組合を設置し大島糖の販賣改善行はる。

明治四十一年

大島糖業模範場を廢し農商務省糖業改良事務局出張所を設置す。
本年より四十四年迄の五ヶ年間糖業獎勵の目的を以て糖業改良費により郡内七一ヶ所に共同製糖場を設置す。

明治四十一年

黒糖消費税を貳圓に改正す。

明治四十五年

農商務省糖業改良事務局出張所を廢し縣立糖業試驗場を設置す。

大正九年

甘蔗壓搾機並煎煉裝置試驗研究費として向ふ三ヶ年間に特別補助金四千圓を農商務省交付せり。

大正十年

沖繩縣の森氏考案齒車式甘蔗壓搾機、全藤井氏考案ポール式甘蔗壓搾機の移入あり。

大正十三年

縣立糖業試驗場を廢し縣立糖業講習所を設置す。

大正十五年(昭和元年)

大島に移入せらる。

昭和二年

今上陛下大島に行幸し給ふ。

昭和三年

黒糖消費税を壹圓に改正す。

昭和五年

政府は糖業助成費として拾四萬貳千六百六拾五圓を交付せり。

昭和十四年

縣立糖業講習所甘蔗原苗圃を名瀬町伊津部、伊仙村伊仙、和泊村内城に設置す。

昭和十四年

吉岡式縦型五轉子甘蔗壓搾機を岡山縣より移入す。

昭和十四年

本年より共同製糖場を設置す。

昭和五年

糖業助成補助金拾八萬參千參百貳拾七圓を交付せらる。

昭和十三年

補助金拾九萬五千貳百貳拾七圓を交付せらる。

昭和六年

四月大島支廳は台灣大南庄より二七二五P O Jの蔗苗一〇萬本を移入す。

昭和七年

森山式横型四轉子甘蔗壓搾機を加治木町森山鐵工所より移入す。

昭和七年

補助金拾四萬貳千九百八拾圓を交付せらる。

昭和七年

沖繩縣の帝國式横型四轉子壓搾機及朝日式横型四轉子壓搾機を移入す。

昭和七年

補助金拾五萬貳千五百七拾五圓を交付せらる。

昭和七年

黒糖消費税を九〇錢に改正す。

昭和八年

一〇月樽入砂糖の亂斤を正味一三〇斤(七八斤)に定款を變更す。

昭和八年

本年より郡内町村に糖業小組を設置す。

昭和九年

沖繩縣より久保田式横型四轉子壓搾機を移入す。

昭和九年

補助金拾五萬壹千貳百九拾四圓を交付せらる。

昭和九年

三月樽入砂糖の斤量統一容器包装を改善し規格の統一を行へり。

昭和九年

斤量は正味一二〇斤(七二斤)に改正す。

昭和九年

補助金拾四萬九千貳百參拾九圓を交付せらる。

昭和九年

吉岡式横型三轉子壓搾機を岡山縣より移入す。

昭和九年

昭和十年

補助金拾八萬圓を交付せらる。

大島振興事業計畫され本年より実施す。

縣立糖業講習所を廢し縣立農事試驗場大島分場を設置す。

昭和十一年

補助金拾八萬圓を交付せらる。

名瀬町並和泊村に設置の甘蔗原苗圃の事業を中止し徳之島甘蔗原苗圃を徳之島甘蔗原々苗圃と改稱す。

昭和十二年

八月台灣台中州帝國製糖會社の苗圃よりF一〇八號種二二九本、其他より二七二五P O J一五四〇本を移入し三方村餅濱三一番地乙地内二四〇三番地の隔離苗圃に植付せり。

昭和十三年

九月砂糖検査規則縣令第四六號を以て公布せらる。

砂糖同業組合の砂糖検査を縣營検査に移管す。

各島名柄別の砂糖を大島糖の單一銘柄に統一せり。

昭和十四年

黒糖消費税を壹圓に改正す。

補助金拾八萬圓を交付せらる。

大農式A型及B型甘蔗壓搾機大島分場に於て考案製作せらる。

昭和十三年

補助金拾八萬圓を交付せらる。

黒糖消費税を壹圓貳拾錢に改正す。

(二) 糖業の恩人

一 本郡糖業の濫觴

支那に於ける甘蔗の起原は極めて古く「南方草木狀」に記する處に依れば晋の泰康六年（紀元九四五年）に印度より甘蔗を輸入せしと言ふ。

本邦に於ては孝謙天皇の天平勝寶六年唐の楊州の人鑑真なる者砂糖及び甘蔗を齎らしたるを以て輸入の嚆矢とし其後足利氏の時代に至りては彼我の交通貿易勃興し従つて砂糖も亦盛んに輸入せらるるに至れり。

當時砂糖は甚だ貴重にして一般に常用せらるるに至らず僅かに藥用として用ひらるるに過ぎざりき。

其後直川智翁慶長年間南支那閩に漂流して居ること歳餘、久しき間隱忍自重してよく當地の特殊農業たる製糖術を習得せり。其の國禁とする蔗苗を數本容器の二重底に詰め支那官憲の目を掠め、竊に支那糖業を大島に齎すの機運を得たるは神靈の加護ならんか。川智翁は少くとも八本の蔗苗を携へ故里大和村の大字戸圓磯平に衆人環視をさけて栽植し、十分なる肥培管理を行ひ我子の如く愛撫し其の生長を北叟笑み其の成業を狂喜せるものならん是れ蓋し本邦に於ける糖業の濫觴にして川智翁一世の偉業なり。今日本郡に於ける糖業の隆盛極るところを知らず。砂糖の大島が大島の砂糖か、砂糖が大島は不可分のものにして砂糖は本郡の農産物の首位を占め郡下産業の興廢盛衰一に之に懸るものあるを認めたり。

川智翁の偉業深く思ひ遣られ報恩感謝の念禁する能はざるなり。茲に昭和二年大和村役場にて調査せる本郡糖業の濫觴と直川智翁の遺徳を永久に頌へんとす。

大島郡大和濱方大和濱村に川智と言ふ農夫あり。

慶長の頃琉球國に航せんとする途中難風に遭ひ辛ふじて支那に漂着せり居る事數年あつて製糖の業を習ひ得たり歸りに臨んで蔗苗を携へ來つて大和濱方金久村宇西濱に試植せしに頗る地味に適し又砂糖試製するに品位最も佳良なるを得たり。是より各村に傳播し漸次他の島に及びたるなり、口碑に傳ふるなり。按するに川智の孫嘉和智は父祖の業を繼ぎ元祿元巳年糖業傳習の爲琉球に渡り同三年歸島し以來一層糖品を製し同時に産額も大いに増殖す其の効績赫々著きなり。當時の代官海江田諸右衛門より褒狀を授與す。嘉和智は間切横目役を勤め元祿九年病

直川 智

慶長年間支那ニ漂泊シテ難苦ノ際克ク製糖ヲ習ヒ蔗ヲ携ヘ歸リテ之ヲ島中ニ植ウ喜界島德之島大島三島絶大ノ物産ハ實ニ此ニ基ス爰ニ其功勞ヲ嘉シ特ニ追賞スルニ金幣一百圓ヲ以テス

明治十三年三月二十八日

内務卿從四位勳二等 松方正義
大藏卿從四位勳二等 佐野常民

此の時大島郡役所より此の證書を直嘉和誠に傳達したる時の寫は左の如し。

鹿兒島縣大隅國大島湯灣村

直嘉和誠先祖

直川 智

一金百圓

慶長年間支那ニ漂泊シテ居ルコト歲餘其ノ際能ク製糖ノ術ヲ習ヒ蔗苗ヲ携ヘ歸リテ之ヲ島中ニ栽ウ喜界島德之島大島三島ノ大産物ハ實ニ此ニ基ス是レ宜シク追賞シテ其功績ヲ追賞スヘシ右勸農局長代理田中内務權書記官内務卿ノ命ニ依リ（此處不明）ヲ以テ別紙賞狀下賜相成候事

明治十三年四月

大島郡役所

今や直川智翁は大和村字恩勝に開饒神社として祀られ島民の崇敬を受けり。而して此の無格社開饒神社の建立は明治十四年一月尙佐應亮、麓甚佐登、重榮喜正、基俊良等に依つて發企せられ十五年一月十八日許可せらる。斯くて一般の醸出と下賜金を加へ高千穂神社境内に一字の神社を建てたり。

川智翁祠銘

大島郡役所

川智翁大島大和濱方人也。以レ農爲業。慶長中欲航干琉球。偶遭颶風。漂流支那。居歲餘。造次不忘農事。注意耕耘。習得甘蔗栽培法及製糖術。而携蔗苗歸于郷里。栽之。能適土宜。蕃熟矣。試製黑糖。頗爲良品。焉此爲製糖之始矣。自大島施於喜界島德之島等。南海諸島。至今無家不製糖。爲著名之產品。歲計殆二十萬斤。諸島素乏米穀。然而四方之賈舶載米穀及雜品來。爭換糖。其價百萬斤。徭租賦出其中。又以充衣食之資。微翁絕海。島嶼不能資財之道。其功偉矣。如翁者可謂福神矣。明治十三年春政府開全國綿糖共進於大阪。當其時。内務大藏兩卿聞翁事迹。追賞其功。賜百金。經數百歲。翁名聲始顯。千世靈魂。應感佩於地下。兩卿之此舉。獎勵後人。可謂稀世之盛事也。古來島人無姓氏。故翁止名。稱川智。其後以直爲姓。今之嘉和誠。即其裔孫也。是以島士基俊良其他有志者。與嘉和誠議。欲建翁祠。以奉祀。今茲春。請諸朝。以釀金始構一祠。而奠焉。號開饒神社。曩南海諸島屬大隅國。置大島郡。兼志來長。此郡俊良等。請書翁事于石。因爲之銘。曰

偉哉功績。并其開山高海深。不種米粟。長養島黔。

明治十四年夏六月

鹿兒島縣大島郡長 中村兼志誌

製糖機車の功

二 製糖搾車の改良

光格天皇の文化八年今の三方村字知名瀬の柏有度といへる者製糖搾車の改良に意を注ぎ鐵輪車を發明せり。有度翁は製糖搾車の發明には頗る苦心の跡あり。即ち最初七ツ車と稱するものを作る。之は七ツの木製の車より成り之を廻轉せしむる爲には横棒に二頭の馬を使用し一端には牝馬を繋ぎ他端には牡馬を繋ぎ牝馬を前に進ましめ牡馬を後より追はしめ牝牡の關係を巧に利用して能率の増進を圖りしものなり。

然るに此の七ツ車は餘り成績思はしからざりし爲五ツ車に改良を行へども十分の成績を收むること得ざりしなり此處に於て彼は木口車を考案し漸く用を辨するに至りしなり。併し木口車にて永く使用するに從つて磨滅損耗し易く隨つて糖汁の搾力を減じ搾殻に殘汁の留まる量多くここに一大改良を加へ鐵輪車を考案したり。

鐵輪車の考案に就ても非常に苦心の跡あり彼は其の模型を竹を以て造り之を持つて鹿兒島へ出で鍛冶屋に作らせ歸島し實際に應用したるも思はしからず、更に工夫して缺點を補ひ竹製の模型を携へて更に出鹿して製作させ、歸島して實際に試み漸く好結果を得たるなり。

就中鐵輪車は木口車よりも倍以上の搾汁力ありしなり。有度翁が此の發明をするや島中到處に擴まり、人々皆恩恵に浴せり。翁は明治二十一年製糖搾車發明の功績により時の農商務大臣より其功を追賞せられたり。

追賞授與證

鹿兒島縣大島郡名瀬村

故 柏 有 度

農商務大臣追賞授與

一金貳拾圓

文化之頃務ヲ製糖搾車ノ改良ニ委ネ始メ七副ヲ失フヲ後五副ヲ得木製漸ク廢シテ鐵製漸ク興レリ其ノ遺利ヲ收メ冗費省クノ功多シ因テ特ニ之ヲ追賞ス右審査官之薦告ニ據リ大分ニ於テ之ヲ授與ス

明治二十一年三月二十三日

農商務大臣伯爵從二位勳一等

黑田清隆

三 水車の搾汁利用

元祿の頃大島郡龍郷村字龍郷の田畑佐文仁なる者黍横目に任せられ能く其の任務を盡し進んで製糖改良に就ても苦心せり。即ち彼は享保二年に水車に依り甘蔗を壓搾することを考案し之を湯灣山中に組立て製糖を行へり。實に製糖水車の始めなり。水車を用ふれば其の能率一日に二挺黍汁五石なるに、牛馬の力を以てして一日に一挺なりしを見れば製糖上の大進歩と言ふべきなり。

備考

一、皇統、御名、皇紀、年號、徳川名は喜田博士校閲「世界年表」に依る
 島津名は鹿兒島外史に依る。

一、生産斤數は慶長十五年及天明元年並文化二年より明治二八年迄は大島本島代官記
 大島規模帳の數字を示す。

元和元年より明和八年迄並天明八年は昭和二年大和村役場調査の數字を示す。
 明治二九—三〇年期以降は大島支廳に於ける製糖表の數字を示す。

(三) 大島製糖年表

皇統	御名	皇紀	年號	徳川名	島津名	蔗作面積 <small>町反</small>	生産斤數	價格 <small>円</small>	反當 <small>斤</small>	單價 <small>圓</small>
一〇七代	御陽成天皇	二二七〇	慶長十五年	二代家忠	一六世主 義久		約一〇〇斤			
一〇八	御水尾天皇	二二七五	元和元年	〃	一八世主 家久		七、一〇、〇〇〇			
一〇〇	御光明天皇	二二〇七	正保四年	三代家光	一九世主 光久		七、四五、〇〇〇			
〃	〃	二二四	承應三年	四代家綱	〃		七、八〇、〇〇〇			
一一	後西天皇	二二二〇	萬治三年	〃	〃		六、三八、〇〇〇			
一二	靈元天皇	二二四〇	延寶八年	〃	〃		七、二四、〇〇〇			
一三	東山天皇	二二四八	貞享五年	五代綱吉	二〇世主 綱貴		五、四九、〇〇〇			
一四	中御門天皇	二二七一	寶永八年	六代家宣	二一世主 吉貴		六、八三、〇二七			
〃	〃	二二九五	享保三年	八代吉宗	二二世主 繼豊		五、六九、二一九			
一五	櫻町天皇	二四〇三	寬保三年	〃	〃		六、五八、九七八			
〃	〃	二四一〇	寬延三年	九代家重	二四世主 重年		六、七五、一七〇			
一七	御櫻町天皇	二四三一	明和八年	一〇代家治	二五世主 重豪		五、六七、五八六			
一八	光格天皇	二四四一	天明元年	〃	〃		六、〇〇、〇〇〇			
〃	〃	二四四八	〃八年	一一代家齊	二六世主 齊宣		四、三三、四〇八			

752
297

重要な地位を占め他品種を壓倒せり。明治三十六年にロイズバンブーを始め全四一年にはチエリボン其他數種の外國品種次々に移入せられたり。大正年間には爪哇實生種及台灣甘蔗品種が割込んで是等品種の混雜時代を出現し優劣比較試験行はれたり。併し何れの優良期待品種も一進一退の成績にて何れが優良なりや判断つかざりしなり。大正十三年二月台灣殖産局から一三三五POJ・F四・F二四の移入あり、其の後九月二七二五POJの台灣より移入されるや亦是等の品種は優劣を競へり。比較の結果二七二五POJは優良の成績を示し、亦糖業講習所の地方委託試験に於て讀谷山種より良好の成績を挙げ農家の人氣を呼びグン／＼農家蔗園に進出し遂に昭和四年には優良品種の折紙を附せられて縣の奨励品種に決定せり。昭和四年度より縣立糖業講習所甘蔗原苗圃を中心に本格的に二七二五POJの普及計劃を實施せる爲讀谷山種の王座も昭和時代を契機として搖ぐに至れり。是正に大島糖業の轉換期なるべし。此の頃二七八POJの移入ありしも昭和八年各地に於て二七二五POJとの比較試験の結果成績劣りて種を絶ち二七二五POJのみが優良品種の貫祿を示せり。昭和七年及九年には爪哇實生十數種の移入あり、何れも優劣判明せず總て二七二五POJに劣れり。二七二五POJは昭和十二年八月台灣より移入する處となり本郡糖業の將來へ期待されることとなれり。縣立農事試験場大島分場（現在名稱）に移入せる主なる甘蔗品種を摘記すると次の如し。

大島分場ニ移入サレタル甘蔗品種

品種名	原産地	品種名	原産地
E K 一	爪哇	一三三五POJ	爪哇
全 二八二	全	一五〇七全	全
全 四	全	二三六四全	全
全 六	全	二七二四全	全
三六POJ	全	二七二二全	全
一〇五全	全	二七二五全	全
一四三全	全	二七二七全	全
一六一全	全	二七五三全	全
二三四全	全	二八〇一全	全
二四七全	全	二八二二全	全
二七七全	全	二八七八全	全
二八八三POJ	全	D一七	ブリチス・ギアナ・デメララ
二九四〇全	全	全一一三五	全



752
297

752
297

昭和 四年	エロトカレドニヤ。D一七。埃及白蔗。	全	全
大正 三年	一六一POJ。	全	全
大正 五年	D一三五。三六POJ。一〇五POJ。二三四POJ。二四七POJ。二七七POJ。	全	全
大正 一三年	F四。F二四。一三三五POJ。二七二五POJ。	全	全
昭和 六年	二八七八POJ。	全	全
昭和 七年	二八二二POJ。二八八三POJ。二七二七POJ。23/2。	全	全
昭和 九年	二九四四POJ。二九四〇POJ。二三六四POJ。二七二二POJ。二七一四POJ。 二八〇一POJ。一五〇七POJ。F二八。フェファイニア	全	全
昭和 一二年	F一〇八。F一〇七。	全	全

752
297

